

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

| | | | |
|-------|------------------|---------|------------------|
| 事件番号 | 昭和 42(オ)820 | 原審裁判所名 | 大阪高等裁判所 |
| 事件名 | 保証金返還請求 | 原審事件番号 | 昭和 39(ネ)1097 |
| 裁判年月日 | 昭和 43 年 1 月 25 日 | 原審裁判年月日 | 昭和 42 年 4 月 27 日 |
| 法廷名 | 最高裁判所第一小法廷 | | |
| 裁判種別 | 判決 | | |
| 結果 | 棄却 | | |
| 判例集等 | 集民 第 90 号 121 頁 | | |

| | |
|------|--|
| 判示事項 | 修繕は賃借人がする旨の契約条項が賃貸人が修繕義務を負わないとの趣旨にすぎないとされた事例 |
| 裁判要旨 | 原判決判示のごとき事実関係のもとにおいては、「入居後の大小修繕は賃借人がする」旨の住居用家屋についての契約条項は、単に賃貸人が民法第六〇六条第一項所定の修繕義務を負わないとの趣旨にすぎず、賃借人が右家屋の使用中に生じる一切の汚損、破損個所を自己の費用で修繕し、右家屋を賃借当初と同一状態で維持すべき義務を負うとの趣旨ではないと解するのが相当である。 |

| | |
|-----|---|
| 全 文 | |
| 主 文 | |
| | 本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。 |
| 理 由 | |
| | 上告代理人木田好三の上告理由一、二について。 所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯でき、その認定の過程に所論違法はない。右認定による原判示の事実関係のもとにおいては、所論賃貸借契約書中に記載された「入居後の大小修繕は賃借人がする」旨の条項は、単に賃貸人たる上告人が民法六〇六条一項所定の修繕義務を負わないとの趣旨であつたのにすぎず、賃借人たる被上告人が右家屋の使用中に生ずる一切の汚損、破損個所を自己の費用で修繕し、右家屋を賃借当初と同一状態で維持すべき義務があるとの趣旨ではないと解するのが相当であるとした原判決の判断は、正当である。原審が右判断をなすにつき、所論乙第六号証の二に記載された約旨をも考慮していることは、その判文に照らして明らかであつて、原判決には、所論違法はない。論旨は、ひつきよう、原判決を正解しないか、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するに帰し、すべて採用できない。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 長部謹吾 裁判官 入江俊郎 裁判官 松田二郎 裁判官 岩田誠 裁判官 大隅健一郎) |

※参考：判例時報 513 号 033 頁、金融商事判例 98 号 6 頁